

# 事業用自動車事故調査報告書 概要 ～乗合バスの衝突事故(東京都大田区)～

## 事故概要

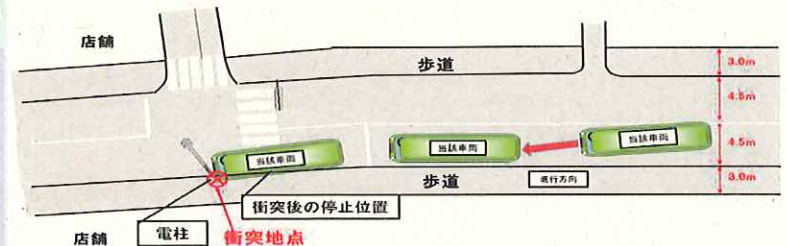
平成27年1月9日15時05分頃、東京都大田区の都道421号線の丁字路交差点において、乗合バスが乗客21名を乗せて走行中、道路左側の電柱に衝突した。

この事故により、乗合バスの乗客1名が重傷を負い、18名が軽傷を負った。

事故は、乗合バスが走行中、運転者の顔が下向きになると同時に、ハンドルが左側に切れて、進行方向が道路左側に逸れて行き、電柱に衝突したことで発生した。



事故状況図



## 原因

- 事故は、乗合バスの運転者が**眠気を催していた状態**で運転を継続したため、**居眠り運転**の状態となり、道路左側歩道上の電柱に衝突して発生したものと考えられる。
- 運転者は中等度のSAS※1と診断を受けており、運転中に強い眠気に襲われた原因の一つにはSASの症状が現れた可能性が考えられる。同運転者は、事故の半年前に病院で検査を受けようとしたが、検査に時間がかかるため、医師による診察や検査を受けずに放置していた。また、その状況について、事業者へ報告しておらず、事業者も状況の把握ができずに、診察を受けさせる等の対応ができていなかったことも、SASの症状が現れたことにつながった可能性が考えられる。(※1 睡眠時無呼吸症候群)

## 再発防止策

- 事業者は、運転者が仮に**SAS**と診断された場合でも、適切に治療を行うことにより**安全な運転を続けることが可能**であることを理解した上で、SASの**早期発見**、**早期治療**につながる取り組みを積極的に進めることが事故防止には重要である。
- 事業者は、運転者に対し、運転中、**眠気により安全運行をすることができない恐れ**がある場合は、**直ちに、車両を安全な場所に停止**させ、体調異常により車両を緊急停止させたことを説明し、運行管理者に対し、速やかに状況を報告するよう指導することが必要である。
- 事業者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において**疾病、疲労等について報告**させ、安全に運行できる状態かを的確に判断することが重要である。



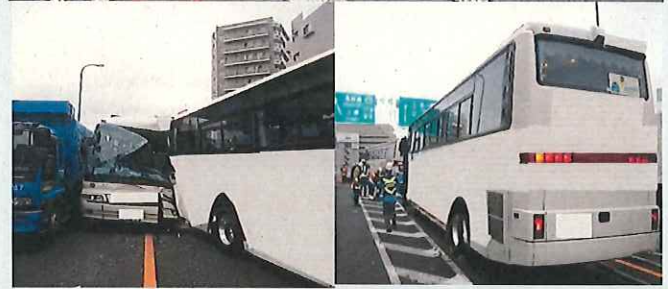
# 事業用自動車事故調査報告書 概要 ～貸切バスの追突事故(東京都板橋区)～

## 事故概要

平成26年11月8日8時40分頃、東京都板橋区の首都高速5号池袋線(上り)において、同一事業者の貸切バス3台(先頭から1号車、2号車、3号車)が乗客合計85名を乗せて連なって走行中、合計4台の車両が関係する多重追突事故が発生した。この事故により乗客合計57名が軽傷を負った。

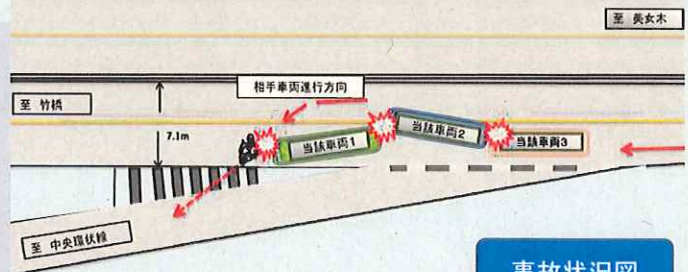
事故は、第2通行帯を走行していたオートバイが第1通行帯を走行する1号車の直前に急に車線を変更してきたため、1号車が急ブレーキをかけたものの中に合わず、オートバイに衝突したことで発生した。

その後、2号車は前方を走行していた1号車に追突し、3号車は、2号車に追突した。さらに2号車は3号車の追突により押し出され、1号車に再び追突した。



## 原因

- 第2通行帯を走行していたオートバイが、進路変更禁止の規制がなされた場所であるにもかかわらず、第1通行帯側に急に車線変更してきたことにより、第1通行帯を走行していた1号車の運転者が急ブレーキをかけたものの中に合わず、衝突したものと考えられる。
- 事業者においては、運転者に対し、**梯団走行における車間距離の確保**について指導していたものの、守られていなかったため、事故につながったものと考えられる。
- 1号車、2号車、3号車の乗客のほとんどが**シートベルトを装着していなかった**ことが、被害を拡大させたものと考えられる。



事故状況図

## 再発防止策

- ★ 事業者は、**梯団走行**において起こり易い**車間距離不足**と前方車両が急ブレーキをかけることはないという**間違った思い込み**により追突が発生し易いことを十分理解させる必要がある。
- ★ 負傷者の多くがシートベルト未装着であったことから、シートベルト装着の啓発については、事業者は、**シートベルト装着による被害軽減**の事故防止効果を**車内の張り紙などの視覚的手段**を用いて装着を求め、運転者に対する教育実施と運転者からの**アナウンスによる聴覚的手段**を用いるなどして、乗客にシートベルト装着を求めていく必要がある。



# 事業用自動車事故調査報告書 概要

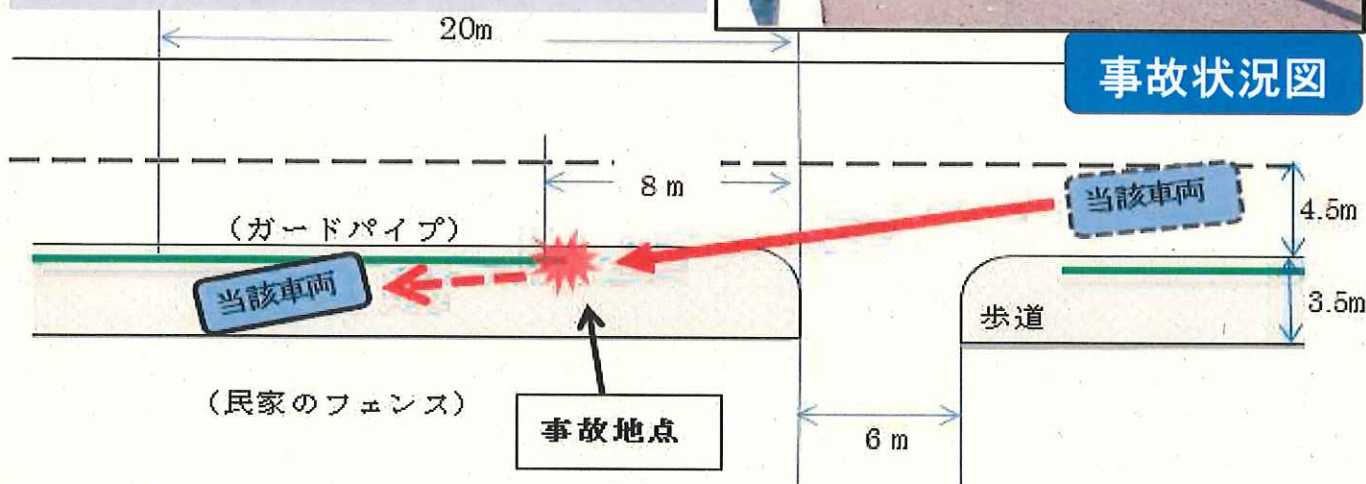
## ～乗合バスの衝突事故(千葉県白井市)～

### 事故概要

- 平成27年1月14日9時33分頃、千葉県白井市の市道において、乗合バスが乗客10名を乗せて走行中、道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプの支柱をなぎ倒し、その先の民家のフェンス手前の縁石に衝突し停止した。
- この事故により、乗合バスの乗客3名が重傷を負い、5名が軽傷を負った。



### 事故状況図



### 原因

- 乗合バスの運転者が走行中に眠気を感じていたにもかかわらず、乗合バスを停止することなく運転を続けていたことにより**居眠り運転の状態**となり、同バスを安全に直進させるための運転操作及びブレーキ操作が行われないうまま、同バスは道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプの支柱をなぎ倒し、民家のフェンス手前の縁石に衝突したことで起きたものと考えられる。
- 事業者は、**運行途中に体調不良が生じた場合は連絡するよう指導していたものの、具体的な指導・教育は行っていなかった。**

### 再発防止策

- ★ 事業者は、運転者から健康状態について異常でない旨の申し出があったとしても、注意深く観察することにより健康状態が疑わしいと感じた場合は、**積極的に質問し確認する。**
- ★ 定期健康診断結果に医師の所見がある場合には、診断結果に沿った対応を速やかに行うことが必要であり、特に、安全な運転ができないおそれがあると判断した時は、**乗務させない**ことが事故防止には重要である。
- ★ **高齢の運転者の場合**は、定期健康診断結果に応じた**追加の質問**を点呼において行うこと。



# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～乗合バスの衝突事故(北海道小樽市)～

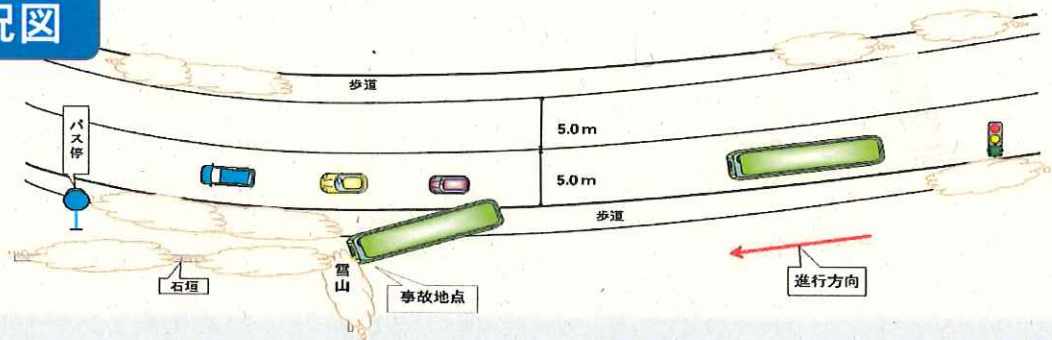
### 事故概要

平成27年1月20日9時35分頃、北海道小樽市の市道において、乗合バスが乗客23名を乗せて走行中、道路脇の石垣に衝突した。この事故により、乗合バスの乗客10名が軽傷を負った。

事故は、乗合バスが片側1車線の下り勾配の右カーブを走行中、当該運転者が前方を走行する車両の制動操作に気づき、ブレーキを操作したところスリップし、前方の車両との衝突を避けようとしてハンドルを左に操作をしたことにより、道路左側の路外に逸脱し、雪山に衝突した。



### 事故状況図



### 原因

- 事故は、シャーベット状の雪のため滑りやすい急な下り勾配の右カーブにおいて、乗合バスの運転者が**ブレーキを操作したことによりスリップ**し、ハンドル操作により、追突を回避したものの停止できず、路外の雪山に衝突したものと推定される。
- 乗合バスの運転者は、事故前に事故地点を走行、路面が滑りやすいことを把握していたにもかかわらず、**十分な車間距離をとらず**、安全に停止できる速度で運転していなかったことが事故につながったものと考えられる。
- 事業者は、冬季における路面状況等に対応した運転方法の指導を行っていたが、当該運転者は**認識不足により、十分な車間距離をとらなかった**ことも事故につながった可能性が考えられる。

### 再発防止策

- ★運行管理者は、気象状況の悪化が予想される場合には、運転者からの通報等により**限られた地域の気象や路面の情報を収集し展開**することが重要であり、気象状況が急激に変化した場合を想定して、運転者に対して安全運行のための**適切な指示**を行う。
- ★事業者は、同種の事故事例を用い、スリップ事故の危険性を十分理解させるとともに、**危険予知訓練やヒヤリハット体験**を活用して指導する。また、冬季における運転操作が適切に行われているかを添乗により指導する。
- ★事業者は、滑りやすい路面を想定した運転操作等の指導を行うことができる研修施設等を利用し、運転者に対して安全運転意識を向上させることが望まれる。



# 事業用自動車事故調査報告書 概要

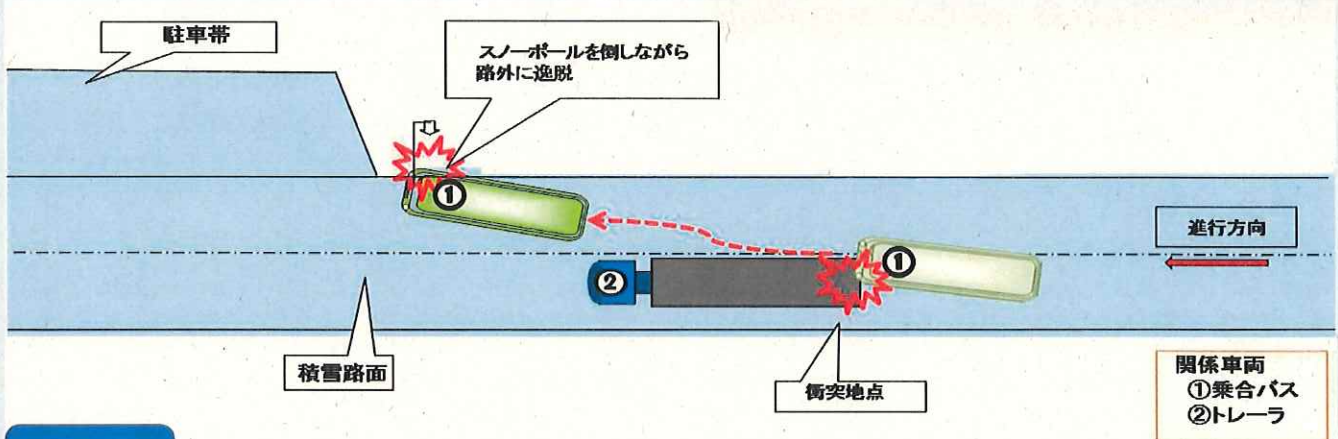
## ～乗合バスの追突事故(北海道中川郡音威子府村)～

### 事故概要

平成27年1月30日7時53分頃、北海道中川郡音威子府村の国道275号線において、乗合バスが乗客12名を乗せて走行中、前方を走行していたトレーラに追突後、路外に逸脱した。この事故により、乗合バスの乗客2名が重傷、3名が軽傷を負った。



### 事故状況図



### 原因

乗合バスが、前方のトレーラが巻き上げる雪煙により視界が妨げられた状況の中、十分な車間距離を取らず、駐車帯に入るため減速したトレーラに気付くのが遅れ、ブレーキを操作したものの間に合わずに追突したものと考えられる。

事業者においては、運行表上のダイヤ設定が一部区間で実態に即していない無理なダイヤ設定となっていた。また、冬季における安全な速度や適切な車間距離保持の徹底に関する指導が不十分であったことから、当該運転者が安全運転よりも、定時運行を優先し、制限速度を守らずに走行してしまったため、事故につながった可能性が考えられる。

### 再発防止策

- ★ 事業者は、季節や天候に応じて運行時間を見直すなどして実態に即した無理のない運行計画を立てる。
- ★ 事業者は、特定の運転者に勤務が集中し連続勤務とならないように労務管理を徹底するとともに、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守する。
- ★ 運行管理者は、始業点呼において運転者の休憩地点及び休憩時間など安全な運行に必要な指示を行い、運転者に遵守させる。